

## 近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

東訓永彙記

再改

七



經濟學部  
研究室  
52  
1621

經濟部  
研究

5

1621

弘治庚午年

十卷全

家訓水續記再改正

七

傾阮上可保



41216

41216

目錄

一 身上傾心者心補事

一 傾心身正持心△之南社事

一 河大各樣△之張用之事

一 身上傾靡家漸而都公が難事  
分利權を以て常一を以て用ゐる位  
多き事又借財の貸金と云ふ法  
を當てて以て之を研ぎ人心中心能く  
し——以て來て佛の道は大事なり  
同補の取族も大明佛の書に

以同貸令一處方上勢以思補財を  
清爲とある言多初に利便と  
借財ハ一都令と述に財力三高利と  
ある言若し其言多言不并入用と  
即此を以て其都令向解分を其  
又言其言多言と人欄とある言

以同貸令一處方上勢以思補財を  
清爲とある言多初に利便と  
借財ハ一都令と述に財力三高利と  
ある言若し其言多言不并入用と  
即此を以て其都令向解分を其  
又言其言多言と人欄とある言

身の上をわけてはなすべし  
そのおはれはさうしき  
と金銭はくはるのほど  
ちやうど心也ふおに  
身は授けしものも何  
はくとも実を言ふと

大抵、没落人衆は  
今や金銀も及ばず  
所はるるも

郎上性成者我へ事ふ所は  
今の世に由るなり

一 傾い郎上は世に仕法世に用  
を新是を舊に法也△  
今一物なり

候程候大 恥知大 事大  
是を世に用なり  
此は何れも人情なり  
明に知れぬ人なれば  
後方名に候は候程に  
是と云ふなり

改葬の事既に済む所なり  
は後世に傳へば理の如く  
いふ事難きにせむ所なり  
志ある心地より今も心を  
あらしめし後より又世に  
其の文徳人の如くも我々

書より素心も懐く海も善  
も市井の初めも不祥に  
其の御事有る所を故に  
うき所ありしにわが心  
半は其の如く論を傳へ  
ふ是れも有る所なり

修や海に西偏山近きくも  
若あやあや世に修きくも  
臨中今同神中りくも  
修きくも  
知くも  
人きくも

主門初サー子堪希あく世間  
あきくも  
多きくも  
知きくも  
中きくも  
守きくも

何より、平懐、在任、家内、衣  
類、少、色、人、祐、あり、金、二、割、隔、り、之  
入、用、今、月、之、目、一、年、之、金、銘  
上、此、上、表、以、事、御、利、也、と、云、也、  
省、略、し、て、記、入、中、に、一、段、程、金  
を、欠、場、志、す、所、に、有、り、仕、込、也、

[illegible]

休日も古物たるを易に日毎に平物  
を賣るを極端に好むことも又  
其に法實家の人等より今も高  
揚せしむる事ありしを極端に  
其に古物たるを易に日毎に平物  
を賣るを極端に好むことも又  
其に法實家の人等より今も高  
揚せしむる事ありしを極端に

あゝと云ふ事一むを古物たるを  
其に法實家の人等より今も高  
揚せしむる事ありしを極端に  
其に古物たるを易に日毎に平物  
を賣るを極端に好むことも又  
其に法實家の人等より今も高  
揚せしむる事ありしを極端に

光武天皇御時、首の海に  
初より、人殺し事あり、  
其の、金を、金と、  
あり、金と、金と、  
も、金と、金と、  
記、記、記、記、  
記、記、記、記、

通、通、通、通、  
あり、あり、あり、あり、  
初、初、初、初、  
后、后、后、后、  
あり、あり、あり、あり、  
中、中、中、中、

捕幸一連頌高所中付ニあり  
親子群あつたふと古師ノ殺  
け一々集ふにふまふに在る  
も名捕そのふに人々を捕ふ  
人性に昔也古師を捕ふを  
つて此のふにふにふにふに

捕幸一連頌高所中付ニあり  
親子群あつたふと古師ノ殺  
け一々集ふにふまふに在る  
も名捕そのふに人々を捕ふ  
人性に昔也古師を捕ふを  
つて此のふにふにふにふに

一、省部——又備此の爲に  
 事務、多に古藏、新又、分教、在、南  
 本、色、と、端、江、の、中、に、家、法、も、有、る、と、い  
 る、が、在、様、の、と、古、様、と、法、を、  
 利、是、部、亦、能、任、名、格、別、の、意、に、  
 も、有、る、と、い、ふ、一、名、金、部、解、成、(一)

古備金類之不足而中其不足之  
於金性以資其續而為其不足人  
並之重一就其所以為之也  
遂於其下而一其為之也  
子強為智又借金以  
以資其下而一其為之也

平陸要法親増の文  
出方より及なり。因原とるを被る  
所と一思意と肩へべ。市神と  
是とを續ありとる事也  
諸人自持屋をうを仲年自持  
後江戸より多都上と所持を有也

守中一カと量如時と格別  
右神之用と行時と良とありと  
神と名とありとありと所持と  
所持と名とありとありと所持と  
名とありと所持と名とありと所持と  
名とありと所持と名とありと所持と

いふは必ずしも其の如くはなから  
その如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから

其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから  
其の如くはなから其の如くはなから

臨——はる月夜と能くはる月  
也——月夜を思ふ——夜あけの  
若き——人の心をみよ  
月夜を思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ

道也思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ  
思ふ——思ふ——思ふ

一△有之位を所寄主世抑寄  
 在師より入る事一面より花  
 中より生心心を下際航  
 一家作の役を能く之より  
 依在補向を古所を當れ  
 其より其の心より一信を

中候の物海江中在り  
 以り地来存名候之理を悉く  
 其代に代りて信心を明  
 其より其の心より一信を

一右は法家諸の信心一被りて

斗心可く知事な事人徳志  
才一 口法を以て者者  
家来より事一 徳志を以て  
成事なり事一 徳志を以て  
初一 徳志を以て  
忠信安穩なり事一 徳志を以て

清の介他人の向徳家来なり事一  
徳志を以て  
浦事一 徳志を以て  
中一 徳志を以て  
も 徳志を以て  
と 徳志を以て

候く候と他人も在る目も  
一 無家族にありてありて家  
法と云ふ者も各法皮切のあり  
一 物見地山と云ふ偏神佛と云  
たり此と用祖目耶す此と云  
并に祖洋月佛と云ふ一様と

真正斗と云信仁と云一様と云  
此と云と云と云

一 所持物と云ふ所賣物と云  
と云と云と云と云と云と云  
煙草の物と云と云と云と云  
と云と云と云と云と云と云

へ

一女房、泊りて衣類等を賣却す

賣却す

一近目類、院より賣却す

持物、衣類、古物、賣却す

一夜、是等衣類、古物、賣却す

作とあるは、朱一伯の綿服である。  
 常とあるは、木綿物である。女人  
 とあるは、腰巻の女を用ひた事。  
 右様とあるは、女に好く慕はれる事。  
 家族他を志す事。此は、女に好まれる事。  
 諸道、大の所を、朱家を用ひた事。

此心即吾人良知之良也

一は法より少く者非儒佛の至意  
少くは法より多し者非儒佛の至意  
少くは法より多し者非儒佛の至意  
少くは法より多し者非儒佛の至意



[illegible]

萬事を己の用ひに爲さんと欲す  
一統丹雘と拙師より後句倫事  
むは法、權ありき書畫をもて我々  
所しなきも然り知入多きは尚ほ  
滴のたれどもうそなり故方以貴  
象角三能世物入るべきよし

要補いしを古抄に所し  
法の山形を心海に記し一信分む  
性懃を満く願ふて法也母又  
法任法を之より女信抄に應  
中全八本を記す一信分  
ふりしは女信抄に所し

一 法任を初者を誠とす年三十五  
と法任を禁止する信者なり  
家をよりしは之より信の  
のありしとす信任を其に  
初信しし所也人生惟苦也  
ありしは信を記すなり

有く、漢の如く又、神の如く  
生ずるも、改革の如く、  
而満也。

一、四月取田中康怡忘魚子

一 漢唐借高利之利、勿論  
家賃借用、之利、亦當排去、皆  
誅、故、世傳、所謂、漢唐、  
之利、世方、地、之、利、亦、  
戒、之、宜、之、以、其、賣、以、其、都、  
借、之、利、之、利、之、利、之、利、

一 富を以てしるは財を以てしるは財  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利

一 富を以てしるは財を以てしるは財  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利

一 富を以てしるは財を以てしるは財  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利  
利を以てしるは利を以てしるは利

一切を同中

一 羽都而茶粥

一 豆飯汁

一 多阻を漬るもの物

右を五穀に事しこ初を同中一物と

名し一物と事し穀中一物

右を五穀に事しこ初を同中一物と

一切を同中

一 羽都而茶粥

一 豆飯汁

一 多阻を漬るもの物

右を五穀に事しこ初を同中一物と

金剛の川より一里を歩くと  
山頂の峰に松の樹を  
いふ松をいふ松天は雲  
只古松をいふ松の松は  
中つて一松は都の松人  
松の松の松

一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松  
一 朝六時松の松の松の松

一他心くくく御用向所件後を  
 金月あり得る被た一動向  
 を以てんをいふ女席と他席  
 毎々新習ふくく一得新曲  
 新ら曲中  
 一酒煙を常中一合心くく

一火新初燈を収るくく宮家貴人の  
 名貴用ひびど地土のくく被た  
 油くく白油中だ  
 一あくく用中  
 一上雪陳を用くく保は新者らあり  
 たりへき事

は本省長官より多岐に亘る  
之れを以て余は深に感佩  
へし右様と都向御事と云ふ  
市と云ふは余の所へは  
多事一也用たれども  
之れを以て暇情と云ふ  
事と云ふは余の所へは

一也用たれども  
之れを以て暇情と云ふ  
事と云ふは余の所へは  
多事一也用たれども  
之れを以て暇情と云ふ  
事と云ふは余の所へは  
多事一也用たれども  
之れを以て暇情と云ふ  
事と云ふは余の所へは

是世常力つと信如也其任居  
と廻くさる事一も其家者張  
ふとあれども亦と信自亦其  
そ人の死ふ田事も信其の極  
中とあれども亦と信自亦其  
其の信其の信其の信其の信

信其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信  
其の信其の信其の信其の信

者行ふへき後と云ふ事  
用ひて返答を撰ばし格別事也  
事一と云ふは理知存心也  
秘教の如き縁ありて

一 借令、少浦ありて、  
と云ふ事

素より借居るもの候事  
要中

一 御大存候所へより、  
しつたは、不陽平と御事候  
事候事と云ふ返答は、  
中より、是と云ふ事候

押倒のうき事一智廣商人  
此と身と銀座を集めて地面ふ  
も銅一ふれに在る年或下  
あゝと南中一莊貸付の事  
商人と知通つて一庄大金  
大う御大庄所あるは官國を

南月と年少利も此庄高を合  
せり一庄利も甚きふれ  
大庄と此庄と利も是と聞きて  
之と云ふとわくは枝持ふ  
と平一庄あるは利を庄所  
事ふれは何南高の事

陽に割るを、海之邊に  
 町人より、服を着て、  
 都へ来て、都へ行く  
 この東向ふは、  
 神田区と若狭國と天下

[illegible]

物之理と其の位置と  
利の理と其の位置と  
得るべき



